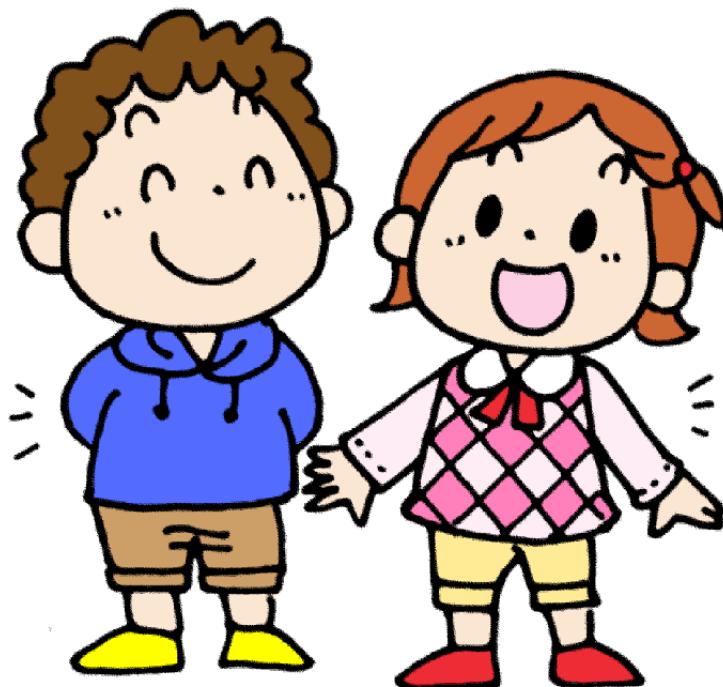


～令和6年度放課後児童クラブ登録を希望される方へ～

令和6年度 会津美里町放課後児童クラブ登録のしおり



会津美里町では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に放課後に遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に放課後児童クラブを開設しております。

令和6年度に放課後児童クラブの利用を希望される場合は、登録申請をしてください。また、児童クラブを利用する必要性の高い児童を優先しますので、申請されてもご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承願います。

会津美里町こども家庭支援室

1 児童クラブ開設場所

児童クラブ名	開設場所	定員	電話番号
高田児童クラブ	高田児童館 高田児童クラブ館 高田小学校内2階	115人	54-5260
宮川児童クラブ	宮川児童クラブ館 宮川小学校内	80人	54-5111
本郷児童クラブ	本郷学園内児童クラブ室 本郷学園内2階	80人	56-2183
新鶴児童クラブ	新鶴小学校内1階 新鶴小学校内2階	65人	78-2875

2 開設時間

開設日	開設時間
授業のある日	下校時間～午後6時まで (延長利用の場合は午後7時まで)
土曜日、長期休業日、学校の休業日	午前7時～午後6時まで (延長利用の場合は午後7時まで)

午後6時までにお迎えに来られない場合、午後7時までの延長利用が可能です。延長利用の申込方法や料金については、「6 延長利用について」を参照してください。

3 開設しない日

- ・日曜日、祝祭日
- ・年末年始
- ・その他町長が必要と認めた日（お盆期間等）

台風等の接近に伴い早退や臨時休校となった場合や、感染症の流行による学校閉鎖の日、地震や台風などの大規模な自然災害発生時など、児童の安全確保が困難なときは開設しません。感染症の流行時に学校で学年（学級）閉鎖の対応がとられた場合、当該児童は罹患していないくても利用できません。

4 利用料

無料（延長利用料を除く）

おやつ代等として、月に2,000円程度かかります。



5 対象児童

会津美里町の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下「小学校等」）に在籍する小学1年生から6年生で、次の要件に該当する児童が対象となります。

- ①町内に住所を有している児童であること。
- ②小学校等に就学している児童であること。
- ③児童の保護者の就労、疾病等により適切な保育を受けることができない児童であること。

※下校後保護者による保護を条件とした指定学校変更の場合は、児童クラブ利用対象外となります。

6 延長利用について

午後6時を超えて、最大7時までの利用を希望する場合は、児童クラブ登録申請書とは別に児童クラブ延長利用申請書の提出が必要となり、延長利用料が発生します。

申込方法

児童クラブ延長利用申請書を提出してください。児童クラブ登録申請書と同時に提出された方は、児童クラブの利用開始から延長利用できますが、利用開始後に途中から延長利用を希望される方は、延長利用申請書を提出した日からの利用となります。突発的な延長利用の場合は、お迎えの際に児童クラブから延長利用申請書をお受け取り下さい。

延長利用料金

1日あたり200円（月2,500円上限）

※月13日以上利用した場合でも、延長利用料は2,500円となります。

納入方法と納付期限

毎月10日頃に先月分の延長利用料の納付書を郵送しますので、納期限（毎月末日）までに指定金融機関窓口等で納付してください。

高田児童クラブは口座振替となります。詳しくは高田児童クラブへお問い合わせください。



7 登録に必要な要件

児童の保護者が次の「保育を必要とする要件」の項目のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする要件	登録できる期間
就労している場合 ※日曜日を除き、週3日以上就労し、おおむね午後3時30分以降まで就労していること	就労期間
妊娠中または出産後で安静が必要な場合	出産前2か月～出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
病気、負傷または心身に障がいがある場合	その期間
長期間にわたり常時親族を介護・看護している場合	その期間
地震、火災等の災害復旧にあたっている場合	その期間
学校または職業訓練校等に就学している場合 ※自動車学校、自宅学習や趣味の講座、カルチャースクールを除く	卒業（修了）予定日の属する月の月末まで
虐待やDVの恐れがある場合	その期間
育児休業取得等 ※就労復帰が前提のため、退職された場合は別途手続きが必要です。	「出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の月末」の翌月初日から就労復帰日まで
求職活動 ※すでに児童クラブを利用している児童があり、継続利用が必要な場合	最長2ヶ月 ※この間に就職できなかった場合は、退会となります。再度児童クラブの利用を希望する場合は、新たに申請書を提出してください。（空き状況によっては待機児童となります）

※申込時点で求職活動中の場合については、利用開始希望日に就労していることを条件に、あらかじめ申し込みすることができます。



8 登録申請について

申請書類の配布及び受付期間

令和5年10月2日（月）から令和5年11月2日（木）

上記の受付期間中の申込については、受付の順番は審査には考慮されません。また、長期休業期間のみの利用についても、上記の受付期間内に申請してください。

利用できる期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

令和6年度新入学児童についても、令和6年4月1日から利用できます。令和7年4月以降の利用については、改めて申込が必要です。

申請書類の配布場所・時間

配布場所	配布時間
各児童クラブ	(平日) 午後2時～午後6時 (土曜日) 午前8時～午後6時 ※土曜日は閉館の場合があります。
町内の各こども園	(平日) 午前9時～午後5時
こども教育課 (本庁舎1階9番窓口)	(平日) 午前8時30分～午後5時15分

※町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

申請書類の提出場所・受付時間

提出場所	受付時間
各児童クラブ	(平日) 午後2時～午後6時 (土曜日) 午前8時～午後6時 ※土曜日は閉館の場合があります。
こども教育課(本庁舎1階9番窓口)	(平日) 午前8時30分～午後5時15分

※提出書類については、封筒（任意のもの）に入れて提出していただいて結構です。

提出書類

- ①児童クラブ登録申請書
- ②事前調査票（登録申請書の裏面）
- ③保育を必要とする事由を証明する書類（※1）
- ④児童クラブ延長利用申請書（希望者）



(※1) 保育を必要とする事由を証明する書類（父母分）

保育を必要とする要件	添付書類
就労している場合 ※日曜日を除き、週3日以上就労し、おむね午後3時30分以降まで就労していること	就労証明書（所定の様式があります） ※有効期限は申し込み時点で証明日から3ヶ月以内です。変更等がある場合は最新のものを提出してください。 ※こども園の入園申込で就労証明書を提出する場合は、様式が同じためその写しの添付でも構いません。
妊娠中または出産後で安静が必要な場合	母子健康手帳の写し（保護者氏名、出産予定日の記載ページ）
病気、負傷または心身に障がいがある場合	医師による保育ができない旨の診断書 または 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
長期間にわたり常時親族を介護・看護している場合	介護、看護される方の診断書 または 介護保険被保険者証の写し
地震、火災等の災害復旧にあたっている場合	罹災証明書
学校または職業訓練校等に就学している場合 ※自動車学校、自宅学習や趣味の講座、カルチャースクールを除く	在学証明書や学生証の写し カリキュラム表など日中保育できない時間・日数の確認できる書類
虐待やDVの恐れがある場合	（必要に応じて）町保健師の意見書
育児休業取得等 ※就労復帰が前提のため、退職された場合は別途手続きが必要です。	母子健康手帳のコピー（出生証明記載ページ） 育児休業証明書※出産後1年を超えて育児休業を取得する場合のみ
求職活動 ・申込時点で求職活動中の場合 ・すでに児童クラブを利用している児童があり、継続利用が必要な場合	就労予定確約書 ◎就労開始後、速やかに就労証明書を提出すること

9 登録決定について

申請書類を審査し、利用する必要性の高い児童から各児童クラブの定員数に応じて、決定します。令和6年2月頃に登録の可否について郵送でお知らせします。

受入可能人数を超過する申込があった場合、利用できないことがあります。その場合は待機児童となり、欠員が出るなど、児童クラブが利用可能になった時点で通知します。令和6年度登録申請書類は、令和6年度末まで有効です。

10 家庭状況等に変更があった場合

登録申請後や利用開始後に、家庭状況に以下のような変更があった場合は、児童クラブまたはこども教育課まで速やかに届け出してください。



①登録の申請を取り下げる場合

「児童クラブ登録申請書」を提出後、自宅での保育が可能になった等、申請を取り下げる場合は「児童クラブ利用申込取下げ書」を提出してください。用紙は各児童クラブ、こども教育課窓口にあります。町ホームページからもダウンロードすることができます。

②保育を必要とする要件が変更になった場合

「児童クラブ変更届」に必要事項を記入し、提出をお願いします。用紙は各児童クラブ、こども教育課窓口にあります。町ホームページからもダウンロードすることができます。勤務先や雇用期間、勤務条件等が変更になった場合は「就労証明書」を添付してください。

離職等により求職活動をする場合、すでに児童クラブを利用している児童がおり、継続利用が必要な場合は、「就労予定確約書」を添付することで、2か月間の継続利用が可能です。2か月以内に就労証明書が提出できない場合は、退会となります。

③住所、氏名、連絡先等が変更になった場合

「児童クラブ変更届」に必要事項を記入し、提出をお願いします。用紙は各児童クラブ、こども教育課窓口にあります。町ホームページからもダウンロードすることができます。

④退会する場合

利用開始後児童クラブを退会する場合は、「児童クラブ退会届」を提出してください。
※「保育を必要とする要件」に欠ける場合は退会となりますので、退会届を提出してください。

11 申請書類の記入例

- ①【記入例】児童クラブ登録申請書
- ②【記入例】事前調査票（登録申請書の裏面）

①【記入例】児童クラブ登録申請書
様式第1号（第2条関係）

児童クラブ名を記入
してください。

（ 高田 ）児童クラブ登録申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

会津美里町長

保護者 住所 〒969-62△△

会津美里町 字〇〇 1番地

氏名 美里太郎

電話番号 54-〇〇〇〇 行政区 〇〇区

児童クラブの登録について、次のとおり申請します。

児童氏名	美里一郎	男・ 女	生年月日	平成△年10月15日（6歳）	
学校名	高田 小学校 学園		1 学年 《令和6年5月1日現在》		
世帯構成 (同居している方全員)	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業又は勤務先・学校(学年)
	美里太郎	父	昭和〇年11月18日	35	(株)〇〇設備工業
	美里さくら	母	昭和〇年10月22日	34	〇〇株式会社
	美里あやめ	姉	平成〇年4月1日	11	高田小（5年）
	美里幸夫	祖父	昭和〇年5月5日	60	〇〇建設工業
	美里幸子	祖母	昭和〇年1月8日	59	〇〇商店

登録の理由

令和6年5月1日現在
の年齢を記入してください。

その他特記事項

※以下は記入しないでください

登録の可否	可・不可	登録の理由
否の事由	転居予定等がある場合は、分かる範囲で構いませんので、時期や転居先等お知らせください。	

児童クラブの利用が必要な理由を詳しく記入
してください。

②【記入例】事前調査票（登録申請書の裏面）

児童クラブ登録申請事前調査票								
児童氏名		美里一郎						
血液型		緊急時連絡先氏名(続柄)				緊急連絡先電話番号		
A型		美里さくら(母)				080(1111)○○○○		
両親の状況		児童の父				児童の母		
	ふりがな	みさとたろう				みさとさくら		
	氏名	美里太郎				美里さくら		
	勤務先	(株)○○設備工業				○○株式会社		
	所在地	会津美里町字○○甲123				会津若松市△△字○○567		
	電話番号	(54)○○○○				(23)○○○○		
	就業形態	正社員・パート・自営・その他()				正社員・パート・自営・その他()		
勤務形態	1日8時間 週5日勤務				1日5時間 週5日勤務			
勤務時間	8時30分	から	17時30分まで	12時30分	から	17時30分まで		
	時 分	から	時 分まで	時 分	から	時 分まで		
	時 分	から	時 分まで	時 分	から	時 分まで		
休日	毎週日曜日・第2.4土曜日 その他()				毎週水曜日・第曜日 その他()			
祖父母	父方	祖父氏名	(歳)	職業			(住所)	利用調整など審査時に必要となりますので町内在住の場合 は記入をお願いします。
	祖母氏名	(歳)			(住所)			
利用希望	曜日 (○)	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	利用開始日
		○	○		○	○		令和○年4月7日
		平日		下校時刻			から	18時00分まで
		土曜日		時分			から	時分まで
		長期休業中 〔夏休み・冬休み・春休み〕 〔必要な期間に○〕		11時00分			から	18時00分まで
長期休業中に児童クラブの利用が必要な時期に○を記入してください。 その他の状態 かかった病気 耳下腺炎・麻疹・百日咳・風疹・その他() 帳・養育手帳・専門機関による証明書・その他()								
記入欄	特記事項(児童についての連絡事項があれば記入して下さい。)							

12 申請にあたる注意点

- ・令和5年度児童クラブを利用中の場合でも、申請が必要になります。
- ・令和6年度に新一年生になる児童で、児童クラブの登録を希望する場合も、この期間に申請してください。
- ・すべての書類がそろった時点で申請を受け付けます。申請書類は不備のないようご準備ください。
- ・周りに協力者がおらず、どうしても児童クラブが必要な方が登録できるよう、同居及び近隣の親族等に保育をお願いできる方につきましては、要件に該当していたとしても、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。



～問合せ先～

会津美里町健康ふくし課こども家庭支援室
こども家庭支援係（本庁舎1階6番窓口）

住所 〒969-6292 会津美里町字新布才地1番地
電話 0242-55-1145 FAX 0242-55-1189
(平日の8時30分から17時15分まで)